

平成25年度石川県公共事業評価監視委員会

- 1 日 時：平成25年9月11日（水）14:00～16:00
- 2 場 所：石川県庁 11階 1109会議室
- 3 出席委員：丸山委員長、一恩副委員長、斎藤委員、中島委員、畠山委員、藤多委員、水上委員、山岸委員
- 4 議 題：
 - (1) 委員会運営に関する諸事項について
 - ・会議の公開
 - ・委員会の進め方
 - (2) 交付金事業の評価指標について
 - ・土木部所管事業（道路、都市計画、公園分野）
 - (3) 個別事業の評価について
 - (4) 再評価対象事業の審議（意見具申）
- 5 配布資料：委員会次第・石川県公共事業評価監視委員会名簿
 - 資料－1 石川県公共事業再評価実施要綱
 - 資料－2 石川県公共事業評価監視委員会設置要領
 - 資料－3 石川県土木部所管公共事業再評価実施要領
 - 資料－4 石川県農林水産部所管公共事業再評価実施要領
 - 資料－5 石川県環境部所管公共事業再評価実施要領
 - 資料－6 交付金事業の評価指標 説明資料
 - 資料－7 平成25年度再評価対象事業 説明資料

議事録

1 開 会

2 開会挨拶

鈴木土木部長

3 議 事

(1) 委員会運営に関する諸事項について

- ・今回の委員会審議は原則的に公開により進めることを決定
- ・傍聴者の発言は認めないことを決定（傍聴者なし）

(2) 交付金事業の評価指標について

資料6に基づき、事務局より評価指標について説明
質疑応答

評価指標「道路構造物の予防保全率」について

(一恩委員)

指標の計算をする時に、分母になっている必要箇所数の算定の方法がですね、ちょっと私にはよく分かりませんでした。どういう基準で必要数を算定されているのか、やさしく説明して頂けないでしょうか。また、この必要数が本当にこの値でいいのかどうか、あるいは5年後に変化しているのではないかと、ということが気になりました。そのあたりをもう少し説明していただけないでしょうか。

それともう一点、道路構造物の予防保全ですけれども、1-2の指標なんですけれども、橋梁とシェッドだけを持ち出しておられるのですけれども、例えばトンネルであるとか、他にも重要構造物があるのではないかなと思うのですけれども、この2つに限られた理由をお示しいただけないでしょうか。

(県当局)

分母の話は共通なんですけれども、この指標1-1で言いますと、災害時の道路の確保率ですけれども、この分母は先ほど事務局が説明しましたように、県の中で緊急輸送道路というものを定めております。災害時に救命救急のために優先的に確保されなければならない道路、そういったものを定めておまして、その道路の中で、ここで言いますと、橋梁の耐震補強の必要な箇所を取り出しています。全数取り出して、現在の基準に合わないものを対策必要橋梁とし、分母になっています。法面についても10年くらい前にですね、法面の防災の点検をしておまして、何らかの対策を必要とする箇所というのは決まっております。緊急輸送道路上での話ですけれども、それを分母にしております。そして、今までどの程度対策が進んできたのかということ、分子としています。そういう形で分母分子を決めています。

道路構造物の予防保全率について、橋梁については、5年前から長寿命化計画を立てて取り組んでいるところであります。シェッドは昨年度、長寿命化の計画を策定し、全数を点検して、どこをどう直せばいいのかということを押さえた上で、今事業を行っております。この2つが長寿命化計画として現在立案されておりますので、その進捗率ということで、この指標に入れさせていただきました。トンネルについても点検等は行っているんですけれども、今年度、長寿命化計画を立てることとなっておりますので、まだ計画が出来上がっていないものについては、項目としては挙げてありません。

(丸山委員長)

トンネルについてもいずれ計画がでてくるということでしょうか。

(県当局)

今年度立案しましてですね、中に入れていけるものについては、入れていくつもりです。

評価指標「通学路の安全確保率」について

(山岸委員)

指標1-3の通学率の確保についてなのですけれども、分母で、例えば学校の統廃合でですね、分母が多少減ることはあるとは思いますが、この辺の分母の変更、分子も変わるかもしれないですが、これらに関しては流動的と考えてよろしいですか。最終的な分数としては91%を確保するということがよろしいでしょうか。

(県当局)

去年の11月時点ですすね、点検を行ったものを分母としています。道路管理者がやらなければならないものを抽出しております。学校の合併の話については、その数字は反映されてはおりませんけれども、その辺りのエリアを通過してすすね、通学路が合併によって増える場合もあるかもしれないですすけれども、まるっきり無くなるということはないと思うので、今のところはこれで考えています。明らかに、新しい学校が出来てすすね、まるっきり変わるということになると、途中で変更する場合もあるかもしれません。今のところは、これでいきたいと思ひます。

(山岸委員)

91%という最終的な数字がありきになってて、途中で統廃合によって、増えたり減ったりするものに関しては、その中で消化してしまう、ということによろしいですか。

(県当局)

分母が変われば率も変わっていくものだと考えています。

(中島委員)

指標1-3について、ここに対策状況と4つの写真が載っていますけれども、どういう所で、どういう対策がなされたのか、というのが分かるようにして欲しいということすすね。事前説明の中では、歩道のカラー舗装をするだけで、例えば、歩道の段差をつけないとか、あるいは車止めをつけないとかすすね、予算の関係でそういうところは工夫します、とおっしゃっていたけれども、その場合には、例えば警察と連携して、時間帯を決めて通学時間に一方通行にするとか、ということをお慮しますとおっしゃっていたので、そういう警察との連携すすね、それとの関係でこの地域に関してはこういう対策を行いました、ということをお是非報告していただきたいと思ひます。

(県当局)

ご指摘いただきました通学路の安全について、指標の選定理由の欄を見ていただきますと、緊急点検をしまして、要対策箇所が県全体で1032箇所抽出されています。その中で、私たち道路管理者が行うのが、市町も含めてすすけれども、540箇所あります。残りの500箇所は、委員のご指摘のとおり、警察だとか教育委員会が行う、というふうな役割分担になっております。

警察の方の対策ということで、ご意見いただきましたけれども、警察の方はもともと、通学路の中で一方通行の規制にしたりとかすすね、車両の進入規制もやったりしています。今回の点検後についても、横断歩道の新設、最高速度の抑制とか、一時停止の新設、通学時間帯に限って歩行者専用道路とする規制とかをやっています。最近、新聞でたまに出来ますけれども、あるエリア全体をすすね、どの道路も30キロ規制にするという「ゾーン30」というものも、これは全国的にやっているのですが、石川県でも行われているということも聞いています。

教育委員会は交通誘導員を横断歩道とか危ない所に増員したりすすね、子供に対する注意喚起看板、通学路の一部変更など、ということを行っているという形です。

資料の写真の中のカラー舗装の話ですが、これにつきましてはすすね、基本ある程度道路の幅が十分とれる所でしたら、歩道ということで、縁石で物理的に分離はするのですすけれども、どうしても道

路の幅がとれない所で歩道をとる場合に、用地買収して歩道を作れば一番いいのですけれども、それは時間的に中々厳しいとか、いろんな理由で難しい所については、少し路肩を、例えば側溝があつて、歩けない所は側溝に蓋がかかるような側溝を入れまして、歩行者の空間をある程度とるといような対策を、この中でやらせていただきまして、歩行者の量とかにもよるんですけれども、必ずしも全て縁石を入れて整備を進めている訳ではない、その交通状況に応じて割とすぐにできる対策で取り組んでいる、ということでございます。

(丸山委員長)

今の中島委員の話は、次回のご注文ということで理解していただいて、そういう方向をいれた説明をしていただきたいと、そういうことでよろしいですね。

評価指標「高速ネットワーク確保率」について

(山岸委員)

最終目標値が平成29年度末ということなんですけども、高速ネットワーク確保率に関して27年度末なんですけども、この点についてご説明いただけますでしょうか。

(県当局)

ダブルラダー構想自体が県の新長期構想に基づいておりまして、その目標年度が平成27年ということでございますので、この指標のみですね、目標年度を3年後の27年ということで、3年後にですね、再評価を受けさせていただきたいということになります。

評価指標「駅徒歩圏内の宅地化率」について

(山岸委員)

指標2-1の「宅地化率」について、宅地化の事業スケジュールについて、5年以内にするかと思っておりますが、その概要だけお聞きしたいのですが。宅地化されてもそこが分譲されなければ、つまり家が建たなければ、実際、乗降客数が増える訳ではないのですが、逆に言うと、平成28年度に分譲を開始するようでは、この達成は難しいかと思っておりますが、そのスケジュールを教えてくださいか。

(県当局)

3地区の区画整理がありますが、相木第二はまだ分譲が始まらない状況でございます。北安田についても着工がもう少し後になるということで、最後の2年くらいが少し分譲できるかな、という状況でございます。実際、宅地として造成が終わっても家が建つかどうかは別の話になるのはもちろん承知しておりますが、家が建つかどうかは、公共事業以外にも世の中の景気など様々なものに影響されます。今回取り上げる指標については、我々の工事が終わった時点で宅地化されたとして事業の進捗をみるという意味で、このような指標とさせていただいております。

(山岸委員)

了解しました。計画では、平成 29 年度までに一定のヘクタール数を整備するということですが、一応、土地収用もめぐってですが、だいたい計画どおりいく予定になっているということなのでしょう。それとも土地収用もまだ難しいような状況でしょうか。

(県当局)

土地区画整理事業ですので、買収や収用等はいりません。地元がまとまれば順調に工事が進むだろうということで、現在考えている宅地整備はこのぐらいを予定しているということでございます。

(山岸委員)

了解しました。

(中島委員)

指標 2-1 以降について、私もいろいろ疑問に思うことがありまして、特に指標の選定理由のところではピンとこないものがいくつかありました。例えば指標 2-1「宅地化率」で指標を設けられているわけですが、選定理由を見ますと、すごく大きなお話をされているんですね。2つあって、2つ目の「駅徒歩圏内の宅地化率を採用した」というのは良いのですが、1つ目の「居住者の増加と公共交通機関の利用促進を図り、人と環境に優しい社会づくりを目指す」、これは果たして、宅地化面積だけで分かるのかという、私には非常に疑問に感じますね。もしこの理由を掲げられるのであれば、それに見合うような事業内容や効果を出して欲しいと思います。それがどういう材料なのか、私にはぱっと分かりませんが、次回の審査の時にはそれを示すものを出して欲しいなと思います。同じことが指標 2-2 についても言えまして、駅の乗降客数についてですが、選定理由を見ますと、2つ目の「公共交通機関の利用状況を示す指標として、駅の乗降客数を採用」というのはよく分かりますが、1つ目の「居住者の増加と公共交通機関の利用促進を図り、人と環境に優しい社会づくりを目指す」、もし、ここまでおっしゃるのであれば、乗降客数だけではとても示せないと思うんですね。これも指標 2-1 と同様なんですけど、もう少し具体的な選定理由の成果を示すような材料を出して欲しいと思います。

(県当局)

指標の選び方についてですが、区画整理事業は、これまで郊外で人口増加してくる時代には、金沢近郊、野々市等で事業を進めてまいりました。ただ、最近は人口減少傾向のため、今までのような郊外の区画整理は少し抑えていこうと。ただ、これから高齢社会ということもあって、公共交通の利便性の高いところの区画整理、そういう特徴のある区画整理については国も支援するけども、通常の郊外型のものについては、国の方もあまり支援しないという話があり、我々も重点事業として、公共交通の便が非常に良いような区画整理事業をこれからやっていこうと考えております。それがここに書いてある3箇所なんですけど、それぞれ新駅を設置する、あるいは駅の近郊で区画整理をしてそれを評価するものです。区画整理事業と直接はリンクしにくい、分かりにくい指標かもしれませんが、区画整理事業によってもたらされる効果を、公共交通の利用が増えるとか、近郊の宅地化率が増える、ということを見ていくという視点で選んだ指標でございます。

(島山委員)

指標 2-1「駅徒歩圏内の宅地化率」についてですが、そもそも新駅はいつできるのかはもう分かっているのでしょうか。指標 2-2 を見ますと、曾谷新駅については平成 29 年度末に 4.3 という数字が出ているところを見ると、このあたりで曾谷新駅ができるのだらうと思いますが、北安田新駅はいつ頃できるのか。駅のでき方によって、また宅地化率は全然違ってくるんだらうと思うのですが、宅地化をどれだけしても、駅ができていないことには、人は集まらないのかなと思いますが、JR との関係はどういうふうになっているのかな、と思ひましてご質問させていただきました。

(県当局)

曾谷については既に事業が始まっております、事業計画の中で駅ができる年次はある程度決まっております。北安田新駅については、これから事業に入っていくため、新駅がいつできるのかについては、JR との話があり未確定でございます。曾谷の方は、ある程度、できる時期が分かっていますので、平成 29 年度末には利用者数の数字を計上してございます。(曾谷駅の完成は)一応、平成 28 年度というようになっております。

評価指標「駅の乗降客数」について

(山岸委員)

基本的にみんな、パーセンテージといいますか、達成可能なものに対して何パーセント達成したというものですが、最後の 2 つ、公園と都市計画に関しては、具体的な単位が入った数字になっている。この辺は何か作為的にされているという理由がありますか。パーセンテージの方が何となく達成度ということに関しては分かりやすいと思うのですが、ここだけ具体的な単位が書いてあるということについては。

(県当局)

指標 2-2 の「駅の乗降客数」についてお話しをさせていただきます。利用率という、車とか徒歩とか自転車等の交通分担の兼ね合いがありますが、「分かりやすさ」ということを考慮し、駅に近接する区画整理に関連する駅を取り出して、区画整理の効果で乗降客数を増やしたいということで指標を設定させていただきました。

(山岸委員)

人数というのを 1 つの指標にしたいということですね。了解いたしました。

評価指標「地域防災計画に位置付けられた県営都市公園の供用面積」について

(山岸委員)

基本的に皆パーセンテージといいますか、達成可能なものに対して何パーセント達成したというものですが、最後の 2 つ、公園と都市計画に関しては、具体的な単位が入った数字になっている。この辺は何か作為的にされているという理由がありますか。パーセンテージの方が何となく達成度ということに関しては分かりやすいと思うのですが、ここだけ具体的な単位が書いてあるということについては。

(県当局)

公園の方の達成率がないということについてです。その理由ということでございますが、今回、防災・安全交付金の方へ公園事業を一部移行したということで、新たな設定が必要となったということで、あくまでも防災・安全交付金での設定指標ですので、都市公園の場合、様々な役割を持っており、例えば、歴史文化の保全とか、一般県民のレクリエーションの場とか、それから、まさにこの防災・安全ということで避難地とか災害復旧の時の拠点になるとかということで、いわゆるオープンスペースそのものが役に立つということでの視点でございますので、様々な要素でいった場合に、防災だけでの達成率というのはなかなか困難ということで、現在整備計画を立てている公園の目標年度末の整備計画の量を示させていただいたということです。

(中島委員)

公園整備の点ですが、先ほどのお話ですと、国からの防災・安全関係の交付金が出るということで、これが入ったということですが、私がまだよく分からないのは、既にある既存の公園を防災計画の中に位置づける、公園供用面積に算入するということになれば、何かあまり、新しく公園を作るわけではないので、お金を何に使うのだというのは、今ひとつよく分からない。

単純に考えても、防災計画の中で公園が位置づけられるわけですから、他の防災関連の計画と公園がどのようにつながっているのか、その中で公園がどういう役割を果たすのか、そういうところもきちんと示していただかないと、ただ面積だけで、算入する面積が増えましたというのでは、本当にそれが効果があるのかどうかというのは私は判断がつかないですね。次回の時にはそういった検討資料をできれば出していただきたい。以上、注文ですけど。

評価指標「全体」について

(山岸委員)

(新規指標一覧表において) 既存とか新規とかは指標の名前であって、最終的な目標の年度とはリンクしているものではない。たまたま高速ネットワーク確保率に関しては、もともと構想があって、27年度までに終わらせる。指標 1-1 (災害時道路確保率) に関しては、指標としては既存のものを使って、会計そのものが違っているから、こうゆう (目標年度) に違いが生じているという解釈でよろしいか。

(県当局)

既存活用と書いてあるものについては、平成22年度に交付金事業がスタートした時点で一度設定した指標を再度活用しているものでございます。なぜこの委員会で説明しているかといいますと、最終目標年次が22年度に設定した時と異なっており、目標値が変わっているため、説明しているというところでございます。

(中島委員)

評価指標というものが確かに設けられた訳ですけれども、具体的には次回の評価委員会の時には、これを基準にしてどのような手続きが行われるのか、我々評価委員会が成すべきことはどういうことなのか、教えていただきたい。

(県当局)

今回設定している指標につきましては、27年度末のものもございますけれども、5年後にこの評価指標が達成されているかどうか、ということについてお諮りさせていただきまして、達成されていないものの取扱い等について、ご意見をいただく、というふうになると考えております。

(中島委員)

ということになると、この評価指標というものが一番重要な基準になるわけですよね。これまでの公共事業評価委員会などでは、かなり時間はかかりましたけれども、一つ一つの事業について、かなり細かい情報提供をいただいた上で、審議をしていたと思うんですけれども、今後はこのような、一事業について、一つの指標だけで評価するということとなると、かなり無理があるとは言いませんが、一面的な評価になるんじゃないかと思います。

例えば、乗降客数の増減なんていうのは、本当に区画整理事業によって、もたらされたものといえるのか、あるいは、公園供用面積というのも、利用面積や収容可能人数が増えれば、それでもうOKなのかということがありまして、ちょっと、私は単純すぎる様な気がする。

だからといって、指標をやたらと増やせばいいという問題ではありませんので、私の意見としましては、基本的な指標としてこういうものを出してくるのはかまわないですが、これプラス個々の事業について、もう少し質的な部分が分かるようにご説明いただいて、それも含めて評価をするというふうにしていただけないかと思う。

(県当局)

委員のおっしゃるとおり、個々の事業の内容が見えないということがございます。交付金事業というのは、国の要綱に基づいて進めている関係もございまして、こういった指標を設定し、それを最終年度に評価し、公表するという、制度上、このような評価の仕方になっております。

しかしながら、委員ご指摘のとおり、個別の事業の内容が分からないということも、そのとおりでございますので、5年後の評価の際には、ご意見を参考にさせていただきまして、委員会に諮る内容を検討してまいりたいと思います。

(県当局)

5年後に、まずは達成率について、目標値とどれ位違うかということはお示ししなければいけないと思っています。ただ、目標値よりも良かった、あるいは、目標値を下回った場合においても、その原因をご説明しないといけないと思っています。例えば、先ほどの宅地化率において、区画整理をどんなふうに進めてきたとか、面整備の中でも道路事業が遅れたとか遅れないとか、ということも含めながらご説明しないと、説明にはならないと思いますので、整理して説明させていただきます。その上で足りないものがあれば、言っていただければ、丁寧にご説明したいと思っています。

(斎藤委員)

評価ということに対してザクツとし過ぎているので、評価ということの判断がしづらい、というのは確かだと思います。あとそれに加えて、個別の案件が必要なのか不要なのかという判断をどう下すのか。県民にとって必要な工事なのか、というところを判断するのが、我々に課せられた仕事だと思う。その際にやった事に対して、こうだっという数字が出てきて、達成できてますね、という確認は確かに必要なことだと思いますが、結果として、必要なんですか、必要じゃないんですか、ということ判断するための指標がなければ、(事業が)進んでいいのか、悪いのか、という判断ができないと思います。やはり個別案件について、必要か、必要じゃないのか、ということ判断する指標が必要だと思います。

(県当局)

我々がやっている事業が必要かどうか、スタートすることが良いのか、悪いのか、ということよりも、その事業が5年とか10年経った時に、社会情勢に合うのか、合わないのか、そういう視点で審査していただくのが、元々の再評価の目的でございます。

この事業をスタートすべきかどうかというところは、今のところは、事業の新規採択評価において、B/Cとかの必要性、緊急性、有効性の3つの視点でチェックしながら、新規事業化を評価することになっています。

(斎藤委員)

やっていくことに対して重み付けってあると思うんですね。ここは早くやらなければならない、ここは遅くてもいい、というような重み付けというのが、この指標では見えて来ないし、いろいろ考えなければならないことが沢山あるように思う。

(斎藤委員)

交付金ありきで物がスタートではなくて、結果として、県民の皆さんが何を求めているのか、それに対して我々は、どういうことが提供できるのか、そのコンセプトを挙げて行ったら、その指標にたどり着くための項目は挙がってくるはずなんですよね。それを数字にして置き換えることが必要なんじゃないかと思います。それがぼやけてしまうと、数字で算定しようとしてしまって、その数字を使って何とかしようと、結局、指標だけに頼ろうということになってしまう。それは逆なんじゃないかと思う。この数値指標にたどり着くために、我々は何を求められて、何を提供しようとして、それをどう評価しなければいけないのか、ということをちゃんと筋道をたてて、積上げて(整理して)いけば、今回出てきている指標は悪いものではないと思うし、そこにはたどり着くと思います。

(丸山委員長)

この指標そのものが問題だというご意見はなかったように思いますが、これを作る過程だとか、どの程度達成しているか、という説明について、もう少し具体的な資料の提供をお願いできれば、というような意見だったかと思います。

(3) 個別事業について

土木部担当者が資料7に基づき、事業概要などを説明
質疑応答は、特になし

(4) 再評価対象事業の審議（意見具申）

(委員長)

委員会意見を読み上げる

石川県公共事業評価監視委員会意見

1 意見

県事業2件の再評価の結果及びこれに基づく対応方針（案）は、いずれも適当と認める。

2 付帯意見

今後の執行等に際し、以下の点について、適切に対応されるよう申し添える。

交付金事業の評価指標については、社会資本整備を取り巻く社会経済の情勢や地域の特性、県民の安全・安心やニーズを反映させながら、概ね適切に設定されている。

今後、交付金事業の評価については、これらの指標も一つの目安にしながら、事業内容も含め、詳細にわかりやすく県民に説明すること。

4 閉会